

# 英文論文集 (Journal of Marine Science and Technology) 及び英文論文集編集委員会に関する内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認  
平成 25 年 12 月 9 日理事会承認  
平成 28 年 5 月 10 日理事会承認  
平成 30 年 4 月 27 日理事会承認  
令和 5 年 1 月 27 日理事会承認

## 1. 英文論文集の刊行

本会は、海洋科学及び海洋工学に関する国際的な学术交流の場を提供するため、英文論文集を毎年 4 回以上発刊するものとする。

英文論文集は、「Journal of Marine Science and Technology」と称する。英文論文集に掲載する論文は original article, review article 及び technical note とし、未発表のものに限る。但し、本会講演会およびその他の講演会のうち本会が事前に認めたもので講演された講演論文は以下の条件のもと、論文集に投稿することができる。

(1) 講演会での討論やその後の研究成果や見直しを踏まえ、十分に加筆・修正された原稿を投稿する場合は、その旨を記載のうえ元の講演論文を出典として明記しなければならない。

(2) 上記に該当せず講演会論文とほぼ同じ内容の論文を投稿する場合は、投稿時にその旨を表明し、冒頭ページ脚注に”Republished from (source) with the kind permission from the Japan Society of Naval Architects and Ocean Engineers”等と記載しなければならない。

この場合でも査読の過程で論文が大幅に修正される場合がある

英文論文集は英文論文集編集委員会が編集に責任を持ち、本会が発行する。

## 2. 英文論文集編集委員会 (Editorial Committee)

英文論文集編集委員会は、英文論文の審査と英文論文集の編集を行う。

英文論文集編集委員会は、編集委員長(Editor-in-chief)、編集副委員長(Associate Editor)及び編集委員(Deputy Editor)により構成される。

## 3. 編集委員長、編集副委員長及び編集委員

編集委員長は、編集を統括し編集業務全体に責任を持つ。編集委員長の任期は 4 年とし、再任できない。次期編集委員長は、編集委員会が正会員の中から選定して理事会に推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

英文論文集編集委員会に編集副委員長を置くことができる。編集副委員長は論文の審査、編集に携わり、編集委員長を補佐する。編集副委員長の任期は、原則として 4 年とし再任できない。ただし特別な理由がある場合には、理事会の承認を経て、最長 6 年まで延長することができる。編集副委員長は編集委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

編集委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。編集委員は、編集委員長又は次期編集委員長候補者が理事会に推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

## 4. 英文論文審査委員 (Editorial Board Member)

英文論文を審査するため英文論文審査委員を置く。英文論文審査委員は編集委員長、編集副委員長、編集委員及び海洋科学及び海洋工学に関する学術に関して高い知見を有する者とする。編集委員長、編集副委員長、編集委員以外の英文論文審査委員は、編集委員会が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。英文論文審査委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## 5. 論文審査

(1) 編集委員長は各投稿論文について担当の編集委員を決める。

- (2) 担当編集委員は関連分野の専門家の中から 2 名の査読者(Reviewer)を選ぶ。必要に応じて英文論文審査委員以外から査読者を選任することができる。
- (3) 査読期間は 1 ヶ月を原則とする。
- (4) 論文の採否は原則として査読者 2 名以上の可で採用とする。修正すべき点など査読者からの指摘については、担当編集委員が責任を持って確認し、要すれば編集副委員長を経て、最終結果を編集委員長に報告する。編集委員長は著者に最終結果を知らせる。
- (5) 論文投稿および審査の全プロセスは、オンライン投稿査読システムを通じて行う。
- (6) 査読者の名前は非公表とする。査読者は「論文投稿・査読に関する倫理規定」第 3 章「査読者の責務」の記載内容に準じて、公正な査読に努めなければならない。

#### 6. 論文掲載料

Open Access 論文（以下 OA 論文）の掲載料は出版委託先にて別途定める。非 OA 論文の掲載料は無料とする。

#### 7. その他

二重投稿・捏造・改ざん・盗用にあたる論文不正が明らかになった場合は、その論文の著者全員の今後の投稿を原則として認めない。この論文不正の定義は、日本船舶海洋工学会内規「論文投稿・査読に関する倫理規定」によるものとする。

#### 附 則

- (1) この内規は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
- (2) この内規の変更は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- (3) この内規の変更は、平成 28 年 8 月 1 日以降投稿された論文原稿に対して適用する。
- (4) この内規の変更は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。
- (5) この内規の変更は、令和 5 年 1 月 27 日から施行する。論文掲載料の変更については、令和 5 年 1 月 1 日以降に電子版として掲載される論文原稿に対して適用する。